

事務事業名	児童手当給付事業(旧:子ども手当)		会計	一般会計	実施区分	継続
			事業種別	経常	開始	終了
H29作成課等名	子育て支援課	H29係等名	家庭係	H28担当課等名 子育て支援課		
基本計画上の位置づけ	政策	3	健やかに安心して暮らせるまちづくり			
	施策	37	子どもを産み育てやすい環境の充実			
目的	対象(誰・何を)	15歳到達後、最初の3月31日までの間にある児童(中学校3年生までの児童)を養育している方			指標名及び単位	28年度数値
	意図(どういう状態にするか)	子育ての経済的負担の軽減を図るとともに、子どもが育つための基礎的な費用を保障するため			児童手当受給者数(2月末現在)	7593
	向上させたい上位施策の成果指標	子どもを育てやすい社会環境であると感じている対象者の割合				
目標	種別	指標名及び単位		27年度計画	27年度実績	28年度計画
	成果指標	支給対象児童数		13900	13490	13500
	定性目標					
事業概要	<p>1 次代の社会を担う児童の健やかな育ちを応援するための制度。</p> <p>2 経緯 平成22年4月分から1年間の時限立法により児童手当から子ども手当となり、飯田市に住民登録があり、中学校修了前までの子どもを監護・養育している生計維持者が支給対象者となった。また、平成23年4月分から9月分までは「つなぎ法」により制度を継続した。支給金額は、対象の子ども1人につき、月額13,000円であったが、平成23年10月分からは「子ども手当特別措置法」により「3歳未満」と「3歳から小学生までの第3子以降」には月額15,000円、「3歳から小学生までの第1子・第2子」と「中学生」には月額10,000円となった。平成24年4月分から「児童手当」に改称され、支給金額は「子ども手当特別措置法」と同額となった。平成24年6月分から所得制限が導入され、所得制限を超えた受給者は児童1人につき月額5,000円となった。</p> <p>3 4ヶ月に1度(6月・10月・2月の各11日)にそれぞれ前月分までの手当を支給。</p>					
28年度事業内容	事業内容			名称		活動指標
	<p>1 児童手当の支給 0歳～3歳未満・3歳～小学生(第1子・第2子) 月額15,000円 3歳～小学生(第3子以降)・中学生 月額10,000円 所得制限限度額超過者 月額5,000円 平成28年6月,10月,平成29年2月 定例支給日(各月11日)</p> <p>2 平成27年度国庫支出金の精算金返還</p>			<p>1 支給児童のべ人数 支給額</p> <p>2 返還額</p>		<p>1 157,301人 1,758,015千円</p> <p>2 35千円</p>
事業コスト		27年度決算額	28年度予算額	28年度決算額	29年度繰越額	特定財源内訳、補足
事業費計(千円)①		1,788,420	1,832,675	1,758,050	0	(国)児童手当負担金 3歳未満被用者(37/45) 274,010千円 3歳未満被用者以外(2/3) 945,470千円 (県)児童手当負担金 3歳未満被用者(4/45) 29,740千円 3歳未満被用者以外(1/6) 237,222千円
国庫支出金		1,244,670	1,276,626	1,219,480	0	
県支出金		271,468	278,024	266,962	0	
起債						
その他						
一般財源		272,282	278,025	271,608	0	
人件費計(千円)②		7,152	0	7,152	0	
正規職員所要時間		2,000		2,000		
臨時職員所要時間						
総事業費①+②		1,795,572	1,832,675	1,765,202	0	
事業内容・目標達成状況の振り返り		<p>手続きの不備、現況届の未提出などで、手当を支給していない対象者へ通知・連絡を継続的に行った。</p> <p>事務手続きマニュアルを作成し、自治振興センターや市民課窓口職員に配布し、適切な事務手続きが出来るように努めた。</p>				
改革改善の考え方	①問題点	申請手続き時や現況届において、少数ではあるが、遅延や未提出となってしまうケースがある。公務員関係の事務手続きにおいて、過年度からの申請漏れがあった。				
	②改革提案	広報や窓口案内、個別通知等により周知を図る。窓口での案内不足による遅延や未提出をなくす。公務員関係の事務手続きにおいて、公務員の支給担当部署と連携を図り、重複申請、申請漏れを防ぐ。未請求者を把握し、既に受給資格のある方についても再チェックを行う。				